

申請から支給までの流れ



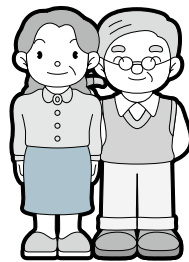
年金生活者等支援 臨時福祉給付金 (高齢者向け) 申請受け付け開始

支給の対象となる可能性のある人へ、4月25日に申請書を郵送しましたので、申請をお願いします。

市民の
皆さん
(対象者)

市役所

- ① 申請書の郵送(4月25日)
- ② 申請書の提出(4月26日~)
- ③ 支給(不支給)決定通知書の郵送
- ④ 支給(原則、口座振り込み)



申請受け付けを 開始しました

■対象

次の全てに該当する人。①基準日(平成27年1月1日)現在、宇都宮市に住民票がある②平成27年度分の市民税(均等割)が課税されていない③平成29年3月31日までに65歳以上(昭和27年4月1日以前生まれ)。ただし、平成27年度分市民税の課税者に扶養されている人や生活保護受給者などを除く。

対象と思われる人で申請書が届かない場合には、臨時福祉給付金実施本部までお問い合わせください。

■支給額

対象者1人当たり3万円(1回限り)。

申請書の提出を お願いします

申請書に必要な事項を書き、同封の返信用封筒で郵送してください。窓口での申請の場合、混雑によりお待ちになる場合がありますので、なるべく郵送での申請をお願いします。

■郵送申請

▽受付期間 7月29日(消)

印有効)まで。

■窓口申請

▽受付期間 7月29日まで。
▽場所・時間 市役所1階市民ホール(6月20日以降は16階中会議室)または各
区・区・区で、平日、午前8時30分~午後5時15分に受け付け。ただし、バンバは午前10時~午後7時に受け付け。

「支給決定通知書兼支払通知書または不支給決定通知書」を郵送します

申請書を市が受け取り、審査をした後、申請者宛てに支給(不支給)をお知らせする通知書を郵送します。通知書に記載した支給額や振り込み予定日などをご確認ください。

支給方法

■口座振り込み 申請書に記載された指定口座へ振り込みます。

■現金支給 原則、口座振り込みで支給となりますが、金融機関の口座をお持ちでない人は、現金での支給となります。なお、申請当日の支給はできません。

振り込め詐欺や個人情報の 詐取にご注意ください

▽国・県・市職員などが、現金自動支払機(ATM)の操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話がかかってきたら、市消費生活センター(馬場通り4丁目・5階) ☎(616)1547や最寄りの警察署へご連絡ください。

■支給時期

申請を受け付けてから、約1カ月~1カ月半後。

質問と答え

■質問 基準日(平成27年1月1日)より後に宇都宮市に転入した場合、宇都宮市で支給されますか。

■答え 基準日に住民票があった市区町村で支給されます。

■質問 年金を受給していないと対象にならないのですか。

■答え 年金の受給にかかわらず対象の要件を満たせば支給されます。

■問 臨時福祉給付金実施本部 ☎(632)5172

◎廃棄物減量等推進審議会委員募集 市では、廃棄物の減量などを審議するため、廃棄物減量等推進審議会を設置しています。このたび、皆さんから幅広い意見をいただくため、委員を募集します。▽任期 7月~平成30年6月▽内容 年3回程度の審議会に出席し意見を述べる▽対象 市内に引き続き1年以上住んでいる、申込時に20歳以上の人。ただし、市の付属機関などの委員や公務員は除く▽募集人数 2人▽選考 書類審査と面接▽その他 申込期限は5月31日。詳しくは、ごみ減量課 ☎(632)2415へ。

本文中に記載がないものは、原則として、対象となりませんが、費用は無料、申込不要。
 区 地区市民センター、出 出張所、選 生涯学習センター、参 うつのみや表参道スクエア、区 地域コミュニケーションセンター、区 地域自治センター、区 地域活動センター